

・医療D X推進体制整備加算・医療情報取得加算について

2023 年 1 月 24 日（火）より、当院でマイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

当院の取り組み

- ・診療報酬オンライン請求での実施
- ・オンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ・医療D Xの推進のため、電子カルテ情報共有サービス等の導入を検討しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証の利用促進し、医療D Xを通じて、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

診療報酬について

初診

医療D X推進体制整備加算 5 9 点

医療情報取得加算 1 点

再診（3 月に 1 回に限り算定）

医療情報取得加算 1 点